

教育委員会会議の概要（8月定例会）

- ◆ 日 時 平成 26 年 8 月 26 日（火曜日）午後 2 時 00 分
- ◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室
- ◆ 出席委員 委員長 永広 昌之
委員長職務代理者 油井 由美子
委員 宮腰 英一
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員（教育長） 上田 昌孝

◆ 会議の概要

- 1 開 会 午後 2 時 00 分
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報 告 事 項

（1） 若林図書館の指定管理者の公募について

（市民図書館長 報告）

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

多賀城市では平成 27 年度に新しく開館する市立図書館の指定管理者として「TSUTAYA A」チェーンを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を選定したが、当企業が応募してきた場合、指定管理者に選定される可能性はあるか。

市民図書館長

仙台市では、平成 24 年 3 月に図書館振興計画を策定し、本市がめざす図書館像として、図書館を取り巻く課題や多様化する市民ニーズに対応した新たな図書館を掲げ、その実現に向けて各種施策を進めているところである。そのめざす図書館像を実現するために、市民の課題解決や調査研究を支援する業務、読書普及活動に係る業務、学校連携事業に係る業務などに関して、応募者には創意工夫した事業を提案してもらうこととしている。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が行っている物品販売や飲食提供など、図書館の施設を図書館業務以外に使用する提案については、選定にあたっての評価対象にはしていない。図書館で物品販売や飲食提供などを行う場合については、施設の目的外使用として本市の定めている基準により、取り扱うこととなる。

委員

選定される可能性はゼロではないということでしょうか。

市民図書館長

そのとおりである。

委員長

すでに指定管理者制度を導入している施設と横並びだと思うが、指定期間が 3 年間になっている。読書普及活動や学校連携事業の業務等については、長期的な視点が必要だと思うが、それに対して 3 年間というのはやや短い気がする。指定期間はどのような考え方で決めたのか。

市民図書館長

これまでは、比較的規模が小さく、業務量も少ない分館に指定管理者制度を導入してきたが、今回初めて地区館に指定管理者制度を導入するものである。最初に導入した分館の広瀬図書館も、指定期間は3年であった。今回は地区館への指定管理者導入について検証をしながら、試行的に実施していくという考え方があり、指定期間を3年にしたものである。なお、応募者からの提案の中で、若林図書館の将来像も提案していただくことにしている

委員長

指定管理の期間は3年だが、構想そのものはもう少し長期的な構想を提案していただくということか。

市民図書館長

そのとおりである。

委員

報告事項(1)の資料4(1)の応募資格に、「団体又は複数の団体により構成されたグループ」とあるが、これはどういう意味か。

市民図書館長

団体については、法人格は問わずNPOなどの団体も含むという意味である。複数の団体で構成されたグループについては、一団体だけでなく、複数の団体で構成される共同企業体などを想定し、応募資格をそのようにしている。

委員

NPOなども含むということ、また複数の団体が共同で応募できるということか。

市民図書館長

そのとおりである。カウンター業務が得意な企業、あるいは広報活動が得意な企業もあり、それぞれの持ち味を活かして提案してくることを想定してグループでの応募も可能としている。

委員

指定管理者の収入としては、どういったものがあるか。

市民図書館長

図書館は資料の利用等については無料であるため、指定管理者の収入としては本市からの指定管理料になる。

(2) 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

分析結果はいつ頃報告する予定か。

学びの連携推進室長

10月末までに分析結果をまとめ、その後に報告する予定である。

委員長

小学校はコミュニケーションに関わるところや図形が苦手なようであるが、全体としては全国平均に比べて非常に良い結果である。また、学習状況調査の結果も、かなり良くなっている。

ただ1点気になるのは、報告事項(2)の資料10ページの小学校の注1の悩みを抱えたら、誰に相談することが多いかという質問に対して、先生という回答が全国平均に比べて少なく、家の人という回答が多い。また、注2の授業の中で分からないことがあったら、どうすることが多いかという質問に対しても、同じように先生に尋ねるより、家の人に尋ねるという回答が多い。これは、同じ資料の14ページの中学校の回答を見ても、そのような傾向になっているが、この

結果は例年に比べると、どうなっているか。

この傾向が良いのか悪いのか。先生との関係が悪いのか、あるいは家庭で親子の会話がうまくいっているのか、どちらを反映しているのか分からないが、どのように捉えているか。

学びの連携推進室長

ご指摘の質問については、今年度新たに設けられた質問であり、例年と比較することはできないが、委員長がおっしゃるように、悩みがあっても、先生に気軽に相談することはなかなか難しいと思う。発達段階に応じて、きちんと相談できるような体制や雰囲気作りが必要だと考えている。

また、発達していくと友達に相談する傾向が増えるようである。今年度は学校ごとにも見ていくとともに、来年度以降はこの質問の結果をさらに経年で分析していきたいと考えている。

委員長

報告事項（２）の資料７ページの小学校の質問の２８番にある先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますかという質問についても、全国平均に比べると低いので、やや気になる。

委員

全国平均と仙台市平均との差の推移がどうなっているか分かれば、良い結果になった原因が分かると思うが、全国平均と仙台市平均の推移を示す予定はあるか。

学びの連携推進室長

報告事項（２）の資料１ページに平成２１年度から平成２６年度までの状況を示している。昨年度に比べると、例えば小学校の国語のＡ問題については、今年度がプラス３．８ポイント、昨年度はプラス１．０ポイントであったため、２．８ポイントほど上がっている。同じく小学校の国語のＢ問題については、今年度がプラス１．６ポイント、昨年度が１．３ポイントで、０．３ポイント上がっている。毎年分析しているが、大きく伸びているものとしては、中学校の国語のＢ問題と数学のＢ問題であり、全国平均との有意差が大きくなっている。これについては、経年変化を見ながら、今後詳しく分析する。

委員

良い結果になっている要因はあるか。

学びの連携推進室長

まだ分析途中だが、国語の成績が全体的に良かった。特に中学校の国語のＢ問題については、平均点が都道府県の中で１位であった福井県よりも良い結果であった。国語については、学習状況調査の中でも、国語は発表や考えさせる授業態度ができているという結果になっており、学校で発表する力や物事を考えさせる力をつけるような授業、そういうことにしっかりと取り組んでいる成果だと考えている。算数、数学については、さらに向上できるように努めてまいりたい。詳細については、今後分析し、改善策を検討していきたい。

委員

Ａ問題に比べて、Ｂ問題が良い結果になっている。例えば小学校の算数では、Ａ問題よりもＢ問題の方が良い結果であったが、こうした傾向は今回が初めてなのか、あるいはこれまでもこういう傾向はあったか。私の認識としては、仙台市の児童生徒は基礎的な知識を問うＡ問題はしっかりできるが、応用問題であるＢ問題はなかなか解けない傾向になっていると思っていた。全体で見るとプラスになっているので問題ないと思うが、領域別に見ると、小学校の算数のＡ問題の一部で全国平均に比べてマイナスになっている。これも今後分析して教えていただきたいが、これはどう捉えたらよいか。

学びの連携推進室長

基礎的な問題も応用問題も同じように高い値であれば一番いいが、中学校においてはＢ問題の方が高い値を示す年度もあった。今年度は特に中学校の国語と数学でＢ問題が高くなったものである。

小学校の国語ではＡ問題の方が高く、Ｂ問題の方が少し低くなっている。小学校の算数はＢ問

題の方が高く、A問題の方が低くなっているが、全国平均あるいは大都市平均を超えているので、いい傾向であると考えている。

総合的な学習の時間での取り組みの中で、課題解決や自分の考えをしっかりとまとめ、きちんと考えを書くなど、そうした学習に取り組んでいくことが、B問題のような応用力に結びつくと言われている。本市においては、総合的な学習の時間あるいは自分づくり教育等も含めて、そういうことにしっかりと取り組んできた成果だと推測しており、今後分析を進めていきたい。

委員

決して基礎的な知識を問うA問題も下がっているわけではなく、それ以上にB問題が上がって、向上が著しいという分析結果であればいいと思う。

委員長

A問題は平均点が高い方にシフトしているので、多少頑張ってもそんなに差がつかない。B問題は平均点が少し低いので、頑張ると差が付きやすい。例えば、報告事項(2)の資料5ページにある中学校国語のA問題のグラフを見ると、平均点のピークが満点に近いところにあるので、少し頑張ってもそれほど大きな開きが出てこない。ただ、A問題で1点違うと影響が大きいと思う。A問題の平均点を上げるためには、裾野を上げないと、ポイントが上がってこない。

委員

先ほど委員長もおっしゃったように、報告事項(2)の資料10ページの新設問のところだが、先生よりも家の人に相談している。これは先生方が忙しいということが目に見えていると、子どもたちが遠慮して先生に話しかけにくいこともあると思うので、先生方の多忙感の解消が必要だと思う。

4 付 議 事 項

第19号議案 平成27年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針について

(特別支援教育課長 説明)

資料に基づき説明

[主な質疑]

委員長

募集定員は例年20名とのことだが、毎年どの程度の応募があるか。

特別支援教育課長

平成26年度入学者選考においては、一次募集で受験した生徒は19名で、全員合格となっている。一次募集で定員に満たなかったため、二次募集を実施した結果、1名が合格して、最終的に20名が入学した。また、平成25年度入学者選考においては一次試験で定員と同数の20名から応募があり、全員合格した。平成24年度入学者選考においても、20名の応募があったが、県立特別支援学校の高等部の状況等も踏まえて、二次募集を実施し、1名が合格し、最終的に21名が入学した。

委員長

県立特別支援学校も同じような状況か。

特別支援教育課長

県立特別支援学校の高等部については、進路希望調査を実施し、それを受けて毎年募集定員を若干増やしたり減らしたりして調整しているので、募集定員と同数程度の出願がある。募集定員に満たない場合には、二次募集を実施している。

委員

3点の諸検査を行うとのことであるが、この諸検査は何か基準があって、例年実施しているものか。

特別支援教育課長

中学校の教育課程を踏まえて、鶴谷特別支援学校からこうした項目が検査項目として適切だと

いう意見が出されており、教育委員会において特別支援学校の意向を踏まえて、この諸検査を例年実施している。

委員

鶴谷特別支援学校高等部に入学を希望する生徒は、ほとんど入学できると考えてよいか。

特別支援教育課長

鶴谷特別支援学校高等部への入学希望者としては、鶴谷特別支援学校中学部3年生の子どもたちと、中学校の特別支援学級を卒業見込みで鶴谷特別支援学校高等部に入学を希望する子どもたちの2つのグループがある。平成22年度入学者選考においては、20名の募集定員に対して25名が出願し、3名が不合格になった。そうした子どもたちについては、県教育委員会と連携して対応している。特別支援学校に進学を希望している生徒が鶴谷特別支援学校の一次募集で不合格になった場合には、県立特別支援学校の二次募集に出願して合格している。ここ10年間では、どこの学校にも入学できなかった生徒はいない。

第20号議案 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (総務課長 説明)

資料に基づき説明

[主な質疑]

委員長

報告書の34ページの内容アレルギーを有する児童生徒数及び対応状況の表を見ると、年々食物アレルギーを持つ子どもたちが非常に増えてきている。これはアレルギー検査そのものの精度が上がったという理由もあると思うが、事業の効果等を記載している報告書の35ページや、事業の課題・改善策を記載している報告書の36ページには、なぜここ数年、食物アレルギーを持つ子どもたちの数がこれほど増えたのかという理由が記載されていない。なぜ増えたのか分析するのは、そう簡単ではないのかもしれないが、そうした分析を記載してもよいのではないか。

次に、報告書の109ページの不審者事案件数の推移の表を見ると、最近では登校時よりも下校時や帰宅後に不審者事案件の件数が非常に増えている。学校ボランティア防犯巡視員の方には、いろいろと目を配っていただいておりますが、登下校の時間や場所は決まっているので目配りがしやすいが、帰宅後の目配りはどのように実施しているか。帰宅後は児童生徒の活動範囲も広いので、限られた人数の防犯巡視員の方だけではなかなか大変であり、そうしたことが課題として記載されていてもいいと思うが、特に記載されていなかったもので、若干気になった。

3点目は、報告書の74ページの文化財の普及啓発事業の課題・改善策を見ると、さまざまな試みを実施していくとのことであり、「遺跡の巡研など新たな試みが企画されていることから、専門知識を持った職員による活動の支援を充実させていく。」と記載されている。もちろんそうした支援をしていくのはいいことだが、東日本大震災後は文化財の調査等で、業務量が非常に増えている。文化財の専門知識を持った方が啓発事業に取り組むのはいいが、本当に可能なのか。人的な手当てをせずに、こうした改善策をすることも、なかなか難しいのではないか。

理事

食物アレルギーを有する児童数の推移については、報告書には記載していないが、傾向としては増えている。一般的に言われているのは、「食物アレルギー」という言葉が社会にかなり定着してきているので、保護者も非常に関心を寄せて、自分の子どもに食物アレルギーがあるのかどうか、医師に相談する機会がここ10年ぐらいで増えてきているためということである。

そうした状況の中で、就学前から食物アレルギーがあると分かっている子どもについては、入学時に学校に報告していただくこととしており、学校で把握に努めているので、こ

れまで潜在化していたものが、顕在化する傾向が高くなってきたので、増えている。

また、入学後も進級していく中で、そういう傾向が現れる児童生徒もいるので、その際には必ず学校に報告していただき、食物アレルギーによってショック症状が出た場合には、すぐ対応するというのを学校にも徹底させている。このように食物アレルギーを有する児童生徒を明らかにするという指導を強めてきた結果として、毎年増えている状況である。

委員長

そうしたことについて、一言触れた方がいいのではないかと。報告書には子どもたちに食物アレルギーが現れた後の対応しか記載されていないので、早期発見に努めているという活動の内容が分かるような文言が入っていればいいと思う。

理事

今後そういう対応をしていきたい。

学校教育部長

帰宅後の不審者事案件数が多いことに対する対応について、報告書の110ページの事業の課題・改善策の学校ボランティア防犯巡視員の項目に追記している。「なお、巡視員を含め、地域の方々にも日常的に児童生徒に対する見守りの意識を持ってもらえるよう、不審者事案の発生傾向などの情報提供に努める。」という部分である。これは各学校において学校だより等を町内会にも供覧をしたり、中学校区単位で児童生徒の健全育成のために設けている地域ぐるみ生活指導連絡協議会に学校で把握した不審者事案等を知らせるなどしている。こうした取り組みにより、広く地域の方々に子どもたちを見守っていただくとともに、子どもに対する健全育成にご協力をいただくことをさらに広げてまいりたい。

生涯学習部長

文化財の普及活動について、文化財課に整備活用係があり、市民ボランティアの育成や市民センターなどでの出前授業等を担当している。整備活用係には文化財教諭3名を配置しており、一義的には現場を担当しているが、現場での経験や教諭の経験を活かしながら、そうした文化財の普及啓発活動を支援する取り組みをしており、そうした取り組みにより充実させていきたいと考えている。

委員長

その文化財教諭は文化財の調査業務の負担はそれほど大きくないか。

生涯学習部長

基本的には整備活用などが主な役割である。

委員

補足資料として配付された中間報告からの修正箇所一覧の3ページにある就学援助事業について、平成25年度の小学校における支給人数が中間報告の5,829人から5,784人に減っている。通常であれば、中間報告から人数が減ることはないと思うが、これはどういうことか。

また、報告書の100ページの広報紙・ホームページ等による情報提供の改善策として、「必要な情報を検索しやすいようホームページを適時に更新する。」とある。教育委員会のホームページのトップページはおそらく5,6年変わっていないと思うが、他のところのホームページに比べると少し見づらい。もう少し見やすくして、多くの市民が入りやすいような形にしていだきたいと、以前から思っていた。科学館や市民図書館のホームページはとても見やすく変わっているので、できれば教育委員会のホームページのトップページも変えていだきたい。

総務企画部長

就学援助事業の支給人数について、集計に不正確なところがあったので、今回訂正させていただいたものである。

総務課長

ホームページについては、市民にとって見やすい、分かりやすい内容にするということ

を普段から心がけなければならず、必要な見直しを行っていききたい。

委員

仙台市が目指す教育の姿の実現に向けて取り組む5つの基本的方向に沿った報告書になっており、事業の実施状況など分かりやすくまとめられている。特に仙台市が行っている標準学力検査や生活・学習状況調査など、子どもたちの学力につながっているということが分かりやすくまとめられていて、本当にきめ細かにサポートしていることがよく伝わってくる。

報告書の37ページの仙台子ども体験プラザ事業について、施設名にElem（エリム）という名前がついていたと思うが、その名称は記載しなくてもよいか。

また、報告書の7ページに、子どもの育ちを支える地域づくりに関連して学校支援地域本部事業について記載しているが、「また、学校支援地域本部の活動を通して地域住民同士の交流が広がったり、逆に生涯学習施設で学んだ地域の方が学習支援ボランティアとして活動したりするなど」とある。この「逆に」というのは、どういう意味か。

学校教育部長

仙台子ども体験プラザについて、「仙台子ども体験プラザ」という名前は条例で規定している名称であり、正式な施設名である。この施設は、東日本大震災の被災地復興支援プロジェクト「カタルフレンド基金」による助成によって設置されたものであり、助成元であるカタル国から、施設の表示にぜひつけてほしいということで、Elem（エリム）という名前をいただいたものである。こうした報告書等の資料の場合には、条例で規定された名称を使用しており、施設の表示にはElem（エリム）を入れることにしている。

総務課長

報告書の7ページの「逆に」について、ご指摘のとおり、分かりにくい表現になっているので、記載の仕方について工夫させていただきたい。

委員

報告書の109ページの不審者事案件数について、平成23年度は60件、平成25年度が114件で、2年間で倍増しているが、学校で児童生徒にすぐに報告するように指導したのか。

学校教育部長

発生内訳で見た場合に下校時の件数が増えており、そういった意味では学校ボランティア防犯巡視員の方や地域の方々が、登下校時に注意深く見守りをいただくなど、地域での見守りによって、件数が増えたところもあると思う。

委員

こうした件数が倍増していると、通常は世の中が大きく変化したからだと思ってしまう。東日本大震災後は不審者についてあまり重要視されなくなって、一時的に表に出てくる件数が減っただけであればいいが、震災前は少なく、急に倍増したのであれば、非常に大きな問題である。震災前の件数も把握していると思うが、どのような状況か。本当に世の中の状況が変わって、不審者が増えたとすれば異常だと思う。

理事

平成13年に大阪府の大阪教育大学附属池田小学校で無差別殺傷事件があったため、その後全国的に不審者対策が実施され始め、その当時は仙台市でも不審者発生事案件数が多かった。そうしたこともあり、「仙台・まもらいだー」や地域の方々に協力していただいている。震災前は件数が多かったが、震災後は数字として表に出てこないものもあったと思う。震災から2年が経過した昨年度あたりからまた増えてきたが、逆に世の中が少し落ち着いてきたためだと思われる。

一方で、帰宅後の不審者事案件数もかなり増えている。帰宅後は、子どもたちが活動する場が多く、いろいろな場所に出歩く機会も多いので、そういう場所で声をかけられることもある。不審者が減ったり増えたりする傾向は、ここ10年の間にもあったので、気を

抜かずに防犯巡視をしていくことが肝要だと考えている。

委員

報告書の16ページの学校支援地域本部事業について、2人の学識経験者も高く評価しており、仙台市の学校・家庭・地域との連携を進めていく上で基盤になっているが、非常に複雑な組織になっていて、非常に分かりにくいところがある。16ページに「各本部に教職員や子どもの健全育成に関わる地域団体の方、学校支援ボランティアの代表等を構成員とする「地域教育協議会」を設置し」と記載されている。この「地域教育協議会」は、これから設置しようと考えているのか、あるいは、学校支援地域本部の中の専門委員会として設置されているのか。

次に、報告書の104ページの嘱託社会教育主事について、地域づくりや地域支援ボランティアに対する研修にあたっているようだが、嘱託社会教育主事の方々は教師として学校で教えている一方で、地域づくりにもあたっている。仙台市では教員の多忙化の解消について、大きな課題として取り組んでいるが、社会教育と学校教育を合わせ持ってやっていることについては、教員の多忙化の解消に相反しないか。嘱託社会教育主事の方には何か便宜が図られているのか。

先ほどの「地域教育協議会」を新たに設置するという場合には、協議会をコーディネートしていく役割も負わなければならないと思うが、どうなっているか。

学校教育部長

地域教育協議会について、学校支援地域本部では、まず学校と地域の代表の方が、どのように学校支援地域本部を運営していくかという話し合いの場を設けており、その話し合いの場が「地域教育協議会」である。その協議会では学校にどのようなニーズがあって、その地域において何が提供できるのかという話し合いなどが行われており、学校支援地域本部を設置しているすべての本部において、設置している。

この協議会での情報共有、話し合い等を踏まえて具体的な地域の人材と学校のニーズをつなげるのがコーディネーターであり、さらにそれを調整するのがスーパーバイザーの役割になる。あくまでも学校支援地域本部の中での学校と地域との情報共有、意見交換の場として設けている組織であり、これから新たに設置するものではない。

委員

協議会はどれくらいの頻度で開催しているか。

学校教育部長

教育委員会で年何回以上開催しなければならないと決めているわけではなく、年に数回というところが多いが、地域によっては頻繁に開催しているところもある。

委員長

報告書の17ページの事業の実施状況の中に地域教育協議会として名前が出てこないが、18ページの地域との協力体制の整備というのは、この協議会の活動が入っていると理解してよいか。

学校教育部長

そのとおりである。

学校支援地域本部の活動の状況については、地域教育協議会を年に何回開催したかという指標によって、学校支援地域本部の活動が盛んに行っているという捉え方はしていない。学校と地域との情報共有、意見交換の場として、基本的な形としてそういう組織をもって情報共有を図りながら進めるようにしている。

次長

嘱託社会教育主事については、現場の先生の中から非常に有能な人物を校長が推薦し、東北大学や関東地方の大学で行われている講習会を受講し、資格を得た先生が嘱託社会教育主事になる。そうした嘱託社会教育主事で構成する協議会が30年以上前からあり、発足当時は学社連携、融合という言葉を使ったが、学校教育と地域社会との連携をするため

の活動を主に行っている。例えばジュニアリーダーの育成や学校行事、地域行事の融合、地域行事への子どもたちの参加など、そういった仕事を自主的に行ってきて、今に至っている。現在は新たに学校の中に地域連携担当者を設けており、主にそうした仕事を担っている。以前はボランティアでやっていたが、土日等の仕事が多いので、数年前から手当が付くようになった。

本人たちは非常にやる気を持ってこの仕事をしているので、確かに忙しいことは忙しいが、多忙感を持っていない。

委員

授業時間数は一般教諭と同じということか。

次長

授業時間数は同じだが、校務分掌の中で調整している。有能な方は仕事が多くなることは確かにあるが、そこはバランスを取り、1人の先生に仕事が集中して過度にならないように気をつけている。

委員

地域社会との連携と言葉で言うのは簡単だが、事故や事件など、いろいろあるので、そういう問題も含めて全部担当するのは、非常に負担が大きいと思う。本来の学社連携の趣旨を全うできるように、地域の核となるためにエネルギーを集中できるような仕組みがあれば、効果も大きいと思う。校務分掌はうまく調整できると思うので、その辺もお考えいただきたい。社会教育主事の資格を持っていれば、どの先生もできるということが必要になってくると思う。あの人だからできるという形ではなく、別の先生にも継承されるような仕組みになればいいと思う。

第21号議案 臨時代理に関する件について
(市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出)
(仙台市学校条例の一部を改正する条例)

(学事課長 報告)

原案のとおり承認

[主な質疑]

委員長

資料の別紙1の3ページに新旧対照表が2つあり、いずれも附則の第4号と第5号について改正するとのことである。同じ条例の同じ附則に思えるが、どこが違うのか簡単に説明していただきたい。

学事課長

上段の新旧対照表は「この条例は、公布の日から施行する。」とあり、下段の新旧対照表は「この条例は、平成27年4月1日から施行する。」という違いがあり、上段については平成27年度に係る入学者選抜手数料について改正するものである。これは平成27年度に入学する生徒の入学者選抜については、平成26年度に行うので、この規定については市議会で議決いただいた後、すぐに公布し施行するものである。入学金や聴講生の授業料については、平成27年4月になってから発生するものであるため、平成27年4月1日の施行としている。

委員長

同じ附則番号だが、混乱しないか。同じ条例第15号で、上段と下段のどちらも附則の第4号と第5号である。

総務企画部長

今回の条例改正では、今年度の入学者選抜手数料に係る減免と来年度になってからの入学金等に係る減免を、あわせて改正するものである。平成27年度に係る入学者選抜手数

料は今年度に債権が発生するものであり、その減免規定は市議会で認めていただいた後、直ちに公布をし、施行するものである。さらに、平成27年度の入学料、定時制・単位制の聴講生の授業料については新年度に発生する債権であり、その減免については来年4月1日から施行させるというものである。公布の日から施行されると、一度上段の状態が改正される。来年4月1日には下段の状態に改正されるので、混乱は生じない。

条例の条文については、基本的に使わない条文は消していくことを原則としている。下段の現行表に「平成26年度に係る入学者選抜手数料」という条文があるが、平成26年度に係る入学者選抜手数料は平成25年度に発生した債権であり、この条文は残しておく必要がないので、この条文を削除して分かりやすくするものである。

委員長

上段と下段の2つが並列するわけではなく、来年4月1日には下段に置き換わるということか。

総務企画部長

そのとおりである。

(市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出)

(財産の取得に関する件（(仮称)広瀬第二中学校用地の用地取得）)

(総務企画部長 報告)

原案のとおり承認

[主な質疑]

総務企画部長

資料の別紙2について、誤りがあるので、訂正していただきたい。地目と地積の下欄にそれぞれ「公募」とあるが、正しくは「公簿」である。募集の「募」ではなく、簿冊の「簿」が正しいので、訂正していただきたい。

(市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出)

(工事請負契約の締結に関する件（上杉山通小学校校舎増築及びプール改築その他工事）)

(工事請負契約の締結に関する件（岩切中学校校舎及び屋内運動場改築工事）)

(工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件（南光台小学校校舎災害復旧改築その他工事）)

(総務企画部長 報告)

原案のとおり承認

[主な質疑]

委員

資料の別紙5の南光台小学校の災害復旧工事について、当初の契約日はいつか。

理事

当初の契約日は、おおよそ1年前の平成25年10月11日である。

委員長

資料の別紙3の上杉山通小学校の校舎増築工事について、今回増築することによって普通教室が14教室増える。現在、上杉山通小学校は29学級であるが、14学級が仮設校舎で授業をしているということか。

総務企画部長

上杉山通小学校の既存校舎には普通教室が22教室ある。仮設校舎には普通教室を5教室整備して使用しているほか、既存校舎にある特別教室を一時的に転用して対応している。

委員長

新たに普通教室を14教室増築するという事は、将来の児童増を見越した計画になっているのか。

総務企画部長

今回普通教室を14教室整備するが、既存校舎と増築する校舎を連結させる必要があり、その連結部分の工事によって既存校舎の普通教室が3教室減ってしまう。今回の増築工事によって整備する14教室と既存校舎の19教室を合わせて全体で33教室を予定している。上杉山通小学校の学区については、今後も児童数が増える推計をしており、極力対応してまいりたいが、多目的教室の一時転用などによって対応しなければならないことも考えられる。

委員長

次に、資料の別紙4の岩切中学校の改築工事について、この工事によって普通教室が12教室になる。現在の岩切中学校は各学年4学級なので、全体で12学級であるが、岩切中学校は当面12教室で大丈夫だと理解してよいか。

理事

基本的には大丈夫だが、岩切小学校が増加傾向にあるので、今後その影響が岩切中学校に出てくる可能性はある。ただ、当面は12教室で間に合うと想定している。仮に増築する必要が出てきた場合には、岩切中学校は校庭が広いので、対応可能である。

委員長

階数を増やすのは大変なので、増築の必要がある場合には、事前に考えておかなければならないが、校庭の面積に余裕があるのであれば、特段問題ない。

委員

国費の割合が、上杉山通小学校の工事は2分の1で、一部が3分の1、また岩切中学校の工事も2分の1で、一部が3分の1になっているが、南光台小学校の工事は3分の2になっている。上杉山通小学校と岩切中学校も、国費を3分の2にすることはできないのか。

理事

南光台小学校は、平成23年東北地方太平洋沖地震によって大規模半壊になった。大規模半壊の場合、国の災害復旧費を充てることができるため、通常よりも補助率が高く、3分の2の国庫補助を受けられる。それに対して、上杉山通小学校と岩切中学校は増築や改築なので、通常の国庫補助の範囲内になる。

学校施設課管理係長

増床の面積分については2分の1の補助、既存の面積分については3分の1の補助になる。

委員

上杉山通小学校は既存のプールがある場所に建設することになるが、来年度はプールを使用できないということか。

総務企画部長

そのとおりである。市議会で議決をいただいた後に、本契約を締結し着工するので、今年度は支障ないが、来年度は既存プールの場所において工事を行うので、プールは使えなくなる。近隣の公共施設のプール等を利用することで、極力教育活動に支障がないようにしていく。

(市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出)

(平成25年度決算の認定)

(総務課長 報告)

原案のとおり承認

[主な質疑]

総務課長

資料の別紙6の1ページの20款の寄附金の欄の調定額、収入済額の欄の枠で囲んでいる部分の数字について、「28,6290千円」と記載しているが、「0」が多く、「28,629千円」が正しいものである。また、24款の市債の欄の調定額、収入済額の欄の枠で囲んでいる部分の文言について、括弧内に「震災復興特別交付性交付決定見込み」と記載しているが、正しくは「震災復興特別交付税交付決定見込み」である。性質の「性」ではなく、税金の「税」が正し

いので、訂正していただきたい。

委員

資料の別紙6の1ページの23款の諸収入について、収入未済額の主なものとして、給食センター収入が約8千万円になっているが、これは給食費を払ってくれない人がいるので、この8千万円が未納になってしまったということか。

総務企画部長

不能欠損額と収入未済額の2つを記載しているが、収入未済額はまだ支払われていないという意味であり、今後働きかけを強めるなどして、お支払いいただくものである。一方、不能欠損額は督促などをしてきたが、連絡がつかなくなるなど、徴収することが難しくなって、5年間の時効が過ぎたため、取り立てができなくなったものである。

委員長

資料の別紙6の2ページの歳出の9款の教育費について、不用額が22億5千万円と非常に多くなっている。予算額の約6パーセント程度であり、割合からするとそれほど多くもないように思うが、6パーセント程度の不用額が生じるのは通常なのか。

総務課長

これまでの実績からすると、ほぼ同じぐらいの不用額である。不用額の主なものとしては、人件費や工事請負費の執行残であり、それぞれ積み上げた結果として、毎年このぐらいの不用額が生じている。

委員

参考資料の4ページの児童生徒による故郷復興プロジェクトの決算額について、平成24年度実績と比較して減っているが、この理由は何か。

総務課長

この事業の主な費用としては、印刷製本費や消耗品といった事務的な経費である。事業そのものは継続しているが、平成25年度は印刷製本費を減らすことができたため、決算額が減っている。

委員

そうすると、このプロジェクトは今後も継続するということでよいか。

理事

来年度も継続していくことを考えている。ただし、将来的には仙台市の復興事業全体の位置づけの中で、どうなっていくか分からないものであり、仙台市全体の事業と連動することになると思う。

委員

今年度長町南小学校での、児童生徒による故郷復興サミットに行って子どもたちの様子を見ていたが、青葉区、太白区、泉区の子どもたちに比べて、宮城野区、若林区の子どもたちは少し雰囲気が違うような感じがした。子どもたちの意見の中には、「また人が亡くなってしまうことがあるかもしれない。」という意見もあった。宮城野区と若林区の子どもたちにとっては、自分の思いを伝えられる場が必要だと考えている。

学校の中ではなかなか発言できないかもしれないが、宮城野区、若林区には同じような体験をした仲間がいるので発言できることもあると思うので、そういった子どもたちの思いを伝えられる場として、このプロジェクトは大事だと思っている。

委員長

参考資料の3ページの埋蔵文化財の発掘調査の決算額について、平成24年度は約2億3千万円であったものに対して、平成25年度は約5億5千万円と大幅に増えている。その理由としては開発事業等の増加に伴う増となっているが、開発事業に関する遺跡調査費用は事業者負担だと思う。市の歳出がこれだけ増えた理由は何か。

総務課長

調査費用自体は事業者からいただくことになるが、調査に要した費用は仙台市の支出として決

算に反映されるものであり、事業者の負担金については別途収入として計上されている。

(市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出)
(平成26年度教育予算)

(総務課長 報告)

原案のとおり承認

第22号議案 仙台市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る市長への意見の申出について
(秘密会)

(市民局参事兼スポーツ振興課長 説明)

原案のとおり決定

6 その他

事務局 次回定例教育委員会は9月19日(火)に開催する予定である。

7 閉 会 午後4時15分